

傷病補償年金の支給内容

傷病等級	傷病補償年金	傷病特別支給金 (一時金)	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の 313 日分※1	114 万円	給算定基礎日額の 313 日分※2
第2級	給付基礎日額の 277 日分	107 万円	給算定基礎日額の 277 日分]
第3級	給付基礎日額の 245 日分	100 万円	給算定基礎日額の 245 日分

※1 給付基礎日額とは、事故が発生した日の直前3ヶ月間に支払われた金額の総額を、その期間の日数で割った、1日あたりの賃金額のこと。臨時的に支払われた賃金、ボーナスを含めない。

※2 算定基礎日額とは、事故が発生した日の直前1年間に支払われた特別給与などを365日で割った金額。特別給与の総額が給付基礎日額の20%を上回る場合は給付基礎日額の20%になる。150万円が限度額。